

# 西宮市子ども・子育て会議

## 第9回 評価検討ワーキンググループ

### 会 議 録

■日 時：平成29年10月31日(火)

■場 所：西宮市職員会館 3階大ホール

〔午後 5 時 59 分 開会〕

○事務局 皆様、こんにちは。委員の皆様がお揃いですので、少し早いですが、始めさせていただきますと思います。

本日は、ご多忙にもかかわらずご参集いただきまして、どうもありがとうございます。

初めに、資料の確認をします。

1 点目は、左上をホッチキスどめしている「会議次第、委員名簿、座席表、事務局名簿」です。2 点目は、左 2 点をホッチキスどめしている「資料集」です。3 点目は、左 2 点をホッチキスどめしている「参考資料集」です。

本日の資料は以上ですが、すべてお揃いでしょうか。足りないものがあればお申し出ください。

これより本日の議事に移ります。

○座長 議事に入る前に、傍聴者の確認をします。

このワーキンググループ(以下「WG」)は原則非公開ですが、子ども・子育て会議の委員の方で希望される方は傍聴可能となっていますが、本日は希望の方はいらっしゃいますか。

○事務局 本日はいらっしゃいません。

○座長 もし今後、傍聴を希望される方がいらっしゃいましたら、随時許可することによろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○座長 それでは、早速、議事に入ります。

まず、「(1) 子ども・子育て支援事業計画の評価方法等について」です。

今年度も評価をしますので、その評価方法についてまず確認をします。昨年度の WG のご意見を踏まえた上で変更した点などをまず事務局から説明していただいて、皆さんで話し合って共通理解を持ちたいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○事務局 資料集 1 ページ、「1. 評価検討ワーキンググループの役割について」をご覧ください。

現在、子ども・子育て会議では、平成 27 年に策定した西宮市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについてご審議いただいておりますが、この子ども・子育て支援事業計画については、国の子ども・子育て支援法に基づく基本指針の中で、毎年度、施策の実施状況や費用の使途、実績等について点検・評価することとされています。子ども・子育て会議は委員数が多く、また、審議内容も多岐にわたりますので、委員全員でお集まりいただく本体会議とは別に、目的ごとに確認部会と評価検討 WG という少人数の部会を設置し、内容ごとにご審議をお願いしています。本日の評価検討 WG では、子ども・子育て支援事業計画の施策の実施状況等について、第三者的な立場から評価、意見、提言をいただき、今後の施策推進に努めたいと考えています。

なお、評価検討 WG での評価やご意見は、座長から、今後、子ども・子育て会議

の本体会議にてご報告いただく予定になっています。

1 ページ中段の「計画の全体像」をご覧ください。

子ども・子育て支援事業計画とは、子ども・子育て支援法に基づく平成27年度～31年度の5か年計画で、枠内の最上段にあります「教育・保育の量の見込み」、幼稚園、保育所などの入園希望数のニーズとそれに至る受入枠の確保策についてと、その下の「地域の子育て支援事業」にある①～⑬の13の事業のニーズとそれに見合う供給の確保策を示す子育て支援事業の需給計画です。本日は、これら事業の平成28年度の事業実績及び今後の方向性について、事務局からの報告をお聞きいただき、ご意見を頂戴したいと考えています。

2 ページ、「3. 国が示す計画の達成状況の点検及び評価の推奨」をご覧ください。

まず、この計画をどう評価していくかですが、国が示している評価方法として、(例)で記載している4つの評価項目、事業ごとの「確保方策」の進捗状況、計画の「量の見込み」と実際のニーズの乖離、質の向上の進捗状況、必要な財源の確保状況等が挙げられています。

これに基づく西宮市の評価方法をどうするかについては、次の4西宮市の評価方法です。

まず「①昨年度の評価方法」についてご紹介します。

昨年度は、事業計画を策定後初めての評価を行っていただきました。昨年度の手順としては、事務局から、各事業の実績を踏まえ、「量」と「質」の両方の観点から5段階で自己評価を行ったものと今後の対応についてご報告し、その後、評価検討WGの委員の皆様からご意見をいただくとともに、最終的に事業の取組みについて、「◎：十分できている」、「○：おおよそできている」、「△：あまりできていない」、「×：まったくできていない」の4段階評価をいただきました。

続いて、3ページの「②評価方法に対するご意見」です。

昨年度の評価の際、評価方法等について幾つかご指摘をいただきました。

1つ目は、評価するにあたり、今年度からは昨年度の評価検討WGで出た意見がどのように事業に反映されているかが分かるようにしてほしいというご意見がありました。そこで、後ほど議事(2)でご説明します各事業の実績等の資料に昨年度のご意見と「平成27年度からの改善・拡充点」という項目を追加しました。

2つ目は、各事業の課題を具体的に記載してほしいというご意見をいただいたので、こちらも後ほど議事(2)でご説明します資料に「平成29年度以降の課題」という項目を設けました。

3つ目は、「質」の評価についてご意見を頂戴しました。昨年度は、「量」と「質」の両方の観点から評価を行おうとしましたが、「質」をどう捉え評価していくかが明確ではない、「質」は、サービス内容の拡充だけではなく、保育の中身など本来の「質」の部分についても評価する必要があるのではないかとといった「質」の概念や評価方法についてご意見を頂戴しました。

このご意見については、今年度の評価を迎えるにあたり検討を重ねる中で、事務

局としては、「質」について目指すべき指標がまだ定まっておらず、そのため委員の皆様の評価指標についてのイメージもまだ一つではないと考えられることから、現段階で何らかの基準に基づいて評価することはやはり難しいのではないかという考えに至りました。そのため今年度は、量の確保状況や昨年度の評価やご意見を踏まえて、事業内容が改善・拡充されているかどうかという視点でご評価をいただきたいと考えています。

ただ、「質」についても、委員の皆様がそれぞれ考えていらっしゃる視点でのご意見を頂戴したいと考えています。いただいた「質」に関するご意見等については、事業の取組みの中にできることから反映させていくほか、次年度の評価の際の評価材料とします。また、来年度以降は、事業計画の第2期目、平成32年～36年度分の量の見込み等の設定について審議していきますので、その際にいただいたご意見を審議の参考にさせていただきたいと考えています。

次に、「③今年度の評価方法」です。

各事業の平成28年度の「実績値」、「決算額」、さらに、「平成28年度に実施した事業内容」及び「平成27年度からの改善点や拡充した点」、「今後の対応」について掲載し、それに基づいて、「A：現状のまま推進」、「B：事業内容の改善・拡充が必要」、「C：量の確保が必要」、「D：量の確保、事業内容の改善・拡充が必要」の4段階で自己評価しています。これらの事務局からの報告を踏まえ、委員の皆様には、「◎」、「○」、「△」、「×」の4段階評価にて各事業の総合的な評価を行っていただきたいと考えています。

次に、4ページ、今後のスケジュールについてご紹介します。

本日と11月22日の評価検討WGの2回に分けてすべての事業についてご評価いただき、2月に予定している第23回子ども・子育て会議で評価結果をご報告いただきます。

本日10月31日の会議では、「教育・保育の量の見込み(ニーズ量)と確保方策」、「②時間外保育事業」、「③実費徴収に係る補足事業」、「④多様な主体の参入促進事業」、「⑤放課後児童健全育成事業」、「⑪病児保育事業」の6事業、主に保育に関する事業についてご評価いただきます。

来月11月22日は、「①利用者支援事業」、「⑥子育て短期支援事業」、「⑦乳児家庭全戸訪問事業」、「⑧養育支援訪問事業・要保護児童等の支援に資する事業」、「⑨地域子育て支援拠点事業」、「⑩一時預かり事業」、「⑫子育て援助活動支援事業」、「⑬妊婦に対して健康診査を実施する事業」の8事業、主に在宅で子育てをされる方を対象とした事業についてご評価いただきます。

説明は以上です。

○座長 評価方法についての変更点のご説明でしたが、本年度から評価検討WGに参加していただいた方もいますので、ご問やご意見をいただきまして、評価方法について皆さんで確定したいと思っておりますのでご発言ください。

○委員 昨年のWGでも、「質」の評価については評価指標がないから難しいという判断をお聞きしましたが、では、それをどうしていくかだと思っております。この間

の子ども・子育て会議の中で新しい計画の案ができましたが、大切にしたいことを含めてこの計画をどう進めていくかをみんなで確認するとか、評価指標がないのであれば今後つくるのか、それともみんなで意見を出し合った視点で見ていくのか。このまま今年度もこの評価でしてしまうと、来年度もそのままずっと行ってしまうと思うので、どこかで西宮市として「質」を担保できるような評価の仕方、方法を考えていくべきではないかと思います。

○事務局 今回、「質」に関する考え方として、昨年いただいたご意見からそれが改善されたのかどうかという観点でご評価いただいているかどうかという提案をしました。このやり方で不都合があればおっしゃっていただければと思います。●●委員からはいつもこの件についてご意見をいただいています、これからすぐに教育・保育の話が出てきますので、そのあたりを見ながらまたご意見をいただいているかどうかと思います。いかがでしょうか。

○委員 はい。

○座長 ほかにいかがでしょうか。

〔発言者なし〕

○座長 今年度から、昨年度出された意見がどのように反映されているのか、どのように改善されたのかを評価していくところが変更されましたので、「質」の部分に関してご意見が反映されているかどうかでかなり評価できると思いますし、本日の評価でも「質」の面で皆様にしっかりとご意見を出していただければと思いますが、いかがでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○座長 では、事務局からありましたように、今年度はその方法で進めていく中で皆様からのご意見を反映させていただきたいと思いますので、よろしく願います。

それでは、今提案がありましたやり方で進めてよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○座長 では、これから各事業それぞれについて事務局から説明をいただき、皆様からご意見をいただきます。その後各事業について評価をいただきます。今年度も「◎、○、△、×」の4段階評価で総合的に評価していただきます。できれば皆さんの総意で決まればいいのですが、もし意見が割れたらそこでもう一度議論して、できるだけ多数の意見があったものにしていきたいと思いますので、ご協力をお願いします。

それでは、「議事(2) 子ども・子育て支援事業計画の実績・評価」に入ります。

本日は、4ページの6つの事業について評価していきますが、最初は「教育・保育の量の見込み(ニーズ量)及び確保方策」です。

まず、事務局から説明をお願いします。

○事務局 資料集6・7ページの「教育・保育の量の見込み及び確保方策」について説明します。

認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育施設を利用する子供は、子供の年齢

や保育の必要性の有無により、1号、2号、3号の3つの認定区分に分かれます。

1号認定とは、満3歳以上で幼稚園を利用している子供や認定こども園を幼稚園として利用している子供のことで、

2号認定は、満3歳以上で、預け方によって2通りに分かれます。まず、満3歳以上で幼稚園で長時間預かってもらっている子供を「2号認定(学校教育の利用希望)」と呼びます。次に、同じく満3歳以上で保護者の就労などにより保育所を利用している子供や認定こども園で保育所的な利用をしている子供を「2号認定(学校教育の利用希望以外)」と呼んでいます。

3号認定は、0歳から満3歳未満で保育の必要性の認定を受けた子供で、認定こども園、保育所、地域型保育施設で長時間保育を受ける子供です。

「(2) 計画値及び実績」をご覧ください。

「1号認定・2号認定(学校教育の利用希望)の量の見込み及び確保方策」は、幼稚園を利用している子供の数を表しています。

表は左から平成27年度の実績、28年度の実績と当初計画を策定した際の値、平成31年度の計画値です。次に、縦に上から入園児童数の合計、次に、そのうち認定こども園と新制度に移行した幼稚園に在籍する児童数、一番下が従来制度の幼稚園に在籍する児童数です。

平成28年度の実績は、認定こども園及び新制度に移行した幼稚園である特定教育・保育施設の園児数は1,772人、従来制度の幼稚園である「確認を受けない幼稚園」の園児数が6,683人、計8,455人でした。

次に、計画値ですが、計画の際は合計で9,340人のニーズがあると見込んでいましたが、実際には900人近く需要が少なかったことが分かります。平成27年度の入園児童数合計8,706人からも約250人減少しており、幼稚園のニーズが減ってきていることが伺えます。

8月の子ども・子育て会議にて、教育・保育の量の見込みについて平成30年度・31年度の数値を見直したことをご報告しました。よって、平成31年度の計画値は、見直し後の7,715人としています。

なお、大変申し訳ありません、平成31年度の計画値のうち、上から2・3行目の数値に誤りがありました。2行目の2,609人は正しくは2,694人、3行目の5,106人は正しくは5,021人でした。

次に、「2号認定(学校教育の利用希望以外)の量の見込み及び確保方策」は、3歳児以上の保育所を利用する子供の数です。

表について、横は、先ほどと同様に平成27年度の実績から平成31年度の計画値を示していますが、縦の欄は、上から入所児童数、定員数、入所保留児童数となっています。「入所保留児童数」とは、保育所等を希望したにもかかわらず入所できなかった方の数です。

平成28年度の実績としては、平成28年度の計画値3,469人に対し、3歳児以上の定員は3,441人確保し、また、実際に3,817人入所していますので、計画値は達成していますが、希望どおり入所できなかった入所保留児童数は188人と、保育ニーズ

には応えられていない状況です。

平成31年度の見直し後の計画値は4,392人としており、平成28年度の入所児童数からさらに580人の入所枠が必要であると予想しています。

次に、「3号認定の量の見込み及び確保方策」は、0歳～2歳の保育所を利用する子供の数です。

表は、左から平成27年度の実績、平成28年度の実績と計画値、平成31年度の計画値を0歳、1・2歳に分けて示しています。縦の列は、上から入所児童数、定員、入所保留児童数を示していますが、入所児童数の合計は、認定こども園、保育所の「特定教育・保育施設」と小規模保育等の「特定地域型保育事業」に分けて示しています。

平成28年度の1・2歳児の計画値2,484人に対し、定員は2,474人、実際の入所児童数は2,791人と計画値は達成しましたが、先ほどと同様に入所保留児童が374人と、保育ニーズに応えられていない状況です。

同じく0歳児は、計画値610人に対し、定員621人と計画値は達成しましたが、入所児童数は532人ととどまり、希望どおり入所できなかった方が74人いらっしゃいました。0歳児については定員を満たしていませんが、地域偏在などによるアンマッチが生じていると考えられます。

また、昨年度のWGでもご指摘がありましたが、これは4月1日現在の数値であり、0歳児については育児休業から復帰される方等からの申込みが年度末に向かって増えますので、入所児童数及び入所保留児童数が3月末に向かって増加していきます。

ここで、参考資料集の3ページをお開きください。

平成28年度及び平成29年度の4月1日現在で希望どおり入所できなかった児童数を地区別に示しています。各地区、左の数が平成28年度、右の数が平成29年度の入所保留児童数で、塗りつぶしの色が濃い地区は平成29年度の入所保留児童数が30人以上、薄いところは20人以上の地区です。

北部及び南部の西宮浜や高須地域周辺の少なさに比べ、中心部では多くの地域で20人以上の入所保留児童が発生し、地域差が生じています。また、入所保留児童数が多い地域では、地価が高騰していることや保育所に適したまとまった用地が少なく、土地の確保が難しいという課題があります。

資料集の7ページにお戻りください。

中段の(1)、昨年度のWGの評価は「△」で、4月1日時点での計画値にとどまらず、年度途中の入所希望を踏まえたニーズ量を考慮し、計画を上回る数値を確保していく必要がある、また、需要が大きくなる中で市の財源を確保し、より一層保育施設の確保に努力してほしいとのご意見を頂戴しています。

「(2)平成28年度実施内容」としては、新設の保育所が1か所、小規模保育施設5か所、事業所内保育施設2か所、企業主導型保育施設3か所の合計229人の定員増を図りました。ご指摘のとおり、年度内を見越した確保が必要であることは認識していますが、まだ4月1日現在で必要とされるニーズ量にも追いついていない状

況です。そのため、まずは4月1日時点で必要とされる入所枠の確保を目指して推進したいと考えています。

「(3)今後の対応」としては「C：量の確保が必要」とし、現在本市では平成28年度～平成30年度の3か年で約1,500人分の入所枠の拡大を図る対策を進めており、引き続き対策を進めていく必要があると考えています。また、保育需要の高い地域においては、先ほども申し上げましたように施設用地の確保が困難なことから、既存施設の転用も含めた対策を講じていくなどし、量の確保に努めます。

「教育・保育の量の見込み及び確保方策」については、以上です。

○座長 「教育・保育の量の見込み及び確保方策」について、皆様からご意見、ご質問をいただきたいと思えます。

○委員 「1号認定・2号認定(学校教育の利用希望)の量の見込み及び確保方策」の平成27年度の「特定教育・保育施設」は1,910人で、平成28年度になると1,772人に減っています。ここは認定こども園や新制度に移行した幼稚園の部分が減っていることとなりますが、園の数としては新制度に移行したところが増えていると思いますので、これがなぜ減ったのかがすごく気になりました。保育所を利用されたい方が保育所に入れなくなったときや、学校教育をやりつつ保育というような部分ではここはすごく大事なところなのに減ったのはなぜなのかを教えてください。

○事務局 ご指摘のとおり、園数が減っているわけではなく、希望者が減っている状況です。ただ、子供の数も減っていますので、それも加味して考える必要があるかも分かりませんが、他の市町村は保育需要が急激に上がると、その分、幼稚園の需要も若干落ちる傾向があるようですので、そういうことも影響しているのかも分かりません。これという理由が分からないのですが、そういった状況です。

○委員 認定こども園などは平成27年度よりも平成28年度のほうが量は多いのに入園児童数が減っているのは、各園の定員が割れているからですか。

○事務局 定員が割れているところも園によってはあるようにお見受けします。

○委員 幼稚園に関しては地域差があると思えます。私は門戸でひろばをしています。年中では入れなかった子も数名います。公立も20人枠に30人が受けて抽選と聞いていますし、実際ひろばに来ている方は、みんな2～3個幼稚園を申し込んで、お父さんやおじいちゃん、おばあちゃんを使って抽選のかけ持ちをする状況があるので、これほど幼稚園に入れられないものなのかと思っています。ですから、一概に幼稚園の希望の方が減っているとは言えないのではないかと思います。

保育園に関しても、待機児童を減らすために1,500人の入所枠拡大に向けてと、数のことを書いていますが、実際に小規模に入った人もいます。まだ復帰しなくてもいいのに第5希望に書いて入ってしまった子もいるので、本当に必要性があつて小規模を増やさないといけないのかは考えないといけないと思います。私は、1・2歳児枠がもう少し増えれば、0歳で慌てて入れる人が減っていくと思っています。定員を0歳児9人、1歳児12人としてしまうと、結局1歳児から入れる枠は3人分しかなくて入るのが難しいので、まだ育休は1～2年とれても前倒しで0歳で申し込む人が周りにも多いようです。今後、新園を建てるのなら定員数を考えていく必



要があると思います。

あと、少ない人数ですが、3歳児以上でも入れていないのは、0歳で復帰できないこと以上に深刻なので、そこは厳しく見たほうが良いと思います。見込みについても、来年、再来年と、小規模や保育ルームを終わった3歳以上の子供がどれぐらい入れるのかをきちんと見ていかないと、今まで通っていたのに3歳で行くところがないことは状況としては深刻ですので、数はもちろんですが、そのあたりを考えて今回の評価を考えたほうが良いと思います。

○座長 定員に関しての対策やお考えはありますか。

○事務局 ご指摘については、何もかもが本当にそのとおりで、こちらも認識しているところです。1歳で入れないので前倒しで0歳で入れるという話はよく聞くことです。しかし、既存の園は今いっぱいいっぱいの状況ですし、3歳児以降のこともありますので、新園を建てるときには、そういったことについて重々認識した上で取り組んでまいりたいと考えています。どうもありがとうございます。

○委員 2号認定になられた3歳児の方について、実際に3歳児も預かっている小規模保育もあると聞いていますので、先ほどの3歳になって保育園に入れられない問題と同等に扱わないといけないのかなと思います。小規模保育はそもそも0～2歳の枠として確保するための施設ですから、臨時的に入れていた部分の解消も含めて挙げておかないといけないと思います。

あと、育児休業が今後延びた場合にどのような動向になるかを含めて、1・2歳児定員の増強も考えていかないといけないと感じています。

○事務局 1歳児の定員を増やすと、次に2歳に持ち上がりする人数が増えるために、3歳のところでの差をまた設けないといけないので、3歳も増やさないといけない。要するに、全体を増やさないといけなくなるので、年齢の定員を増やすということは後々の人数も全部上げていかないといけなくなることを補足します。

○事務局 小規模保育で3歳児をお預かりしている特例の継続については、こちらとしても、特例で園が何とか態勢を整えて受けてくださるところに限って受けていただいている状況で、これが通常の状態とは思っていませんので、なるべく解消に向けて努力したいと思っています。

○委員 量の確保の部分で、今回、認定こども園に移行された保育所や認可保育所のところからの数字は挙げられていますが、本来的に待機児童の解消に貢献するのは、幼稚園から1歳児・2歳児を受入れる認定こども園への移行だと考えています。そのあたりをどう進めていくのかは計画の中に実際に入っているのか、一切入れていないのかを教えてください。

○事務局 幼稚園からの認定こども園移行における2号・3号の受入数については、数としては入れていません。現在は、そのことについてはどういった条件を整えれば可能なかを中で調整しているところです。そういったことが可能になれば、こちらや子ども・子育て会議などでもご報告したいと思いますが、今はそれが可能であるかどうかを検討している状況です。

○委員 資料には平成31年の見直し後の数値が挙がっていますが、見直し前は何人

だったのかが見えないので、もともとの計画値が幾らかが見えたほうが分かりやすいと思いました。

それから、また「質」のことに戻りますが、去年のWGでは「質」に対する意見も出ていたのに、それは何も載っていません。先ほど「質」の部分がどのように改善されたかをここに上げるとおっしゃっていたと思いますが、その部分が抜けていると思います。改善としては定員の増加を図ったと載っているだけで、「質」に関する改善点などはなかったのでしょうか。

○事務局 昨年の資料を手元に持ってきていませんので記憶をたどってのお話になりますが、去年は、「質」についてどう考えるかというお話について何度かやりとりをさせていただいたのではなかったかと思います。この事業計画自体が量を重視した計画ですので、去年はたしかこの基準に基づいて「質」を考えていくというお話にはならなかったように思うのですが、何かご意見があればぜひ今おっしゃっていただければと思います。

○座長 昨年度も恐らく出されていると思いますが、本年度改めて「質」の面でご意見を出していただくということでもいいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員 量の定員の増加だけではなくて、一つ一つの施設において子供にとって適した環境が整っているのか。例えば園庭があるのか、子供が自由に伸び伸びと遊べる環境であるのかも、「質」の確保の中の評価として挙げられるのではないかと去年も言ったような気がします。そのことについてはどうでしょうか。

○事務局 子供たちのことを考えた評価をしてほしいということはたしかおっしゃっていたように思います。

園庭のお話については失念していました。大阪などではそれがなくても近隣に代替地があればいいとしていますが、西宮市では、保育所を建てる上で園庭は必置としていて、これは西宮市としては守っていきたくて考えていまして、今のところ、1階の園庭または屋上園庭のいずれかは必ず確保している状況です。

○委員 それは認可園や認定こども園の状況であって、小規模保育事業には当てはまっていないと思います。ここには小規模も入っているのですが、小規模保育事業ではそういう基準はどうなっているのでしょうか。

○事務局 小規模保育施設については根拠条例が違います。認定こども園、認可保育所は同一敷地内に園庭必置という形になっていますが、地域型については、国の基準どおり、屋外遊戯場は近隣の代替施設でも可能という形にしています。今年度は今のところ整備していませんが、今後整備する際にはそのあたりも十分考慮した上で、実際には保育需要に供給が追いついていないことに対して市としてどう考えるかも検討していかないといけないと思います。認可園が少ないと認可外しか受け入れられない形になり、市としての責務を果たせていないことになるのもまずいと考えています。

○委員 基準が違うのは承知していますが、一番最初に事業計画をつくる时候にも、小規模保育事業をどういう条件でしていくかはさんざんこの場でも話をしたと思います。保育士の資格や子供が保育を受ける条件について、認可園や幼稚園の環境と

大きく違っていいのかという意見も随分出ていました。待機児童の解消は一番の課題かもしれませんが、子供の発達を保障するためにどうするかを西宮市として考えていかないといけないと、ずっと出ていたと思います。それをどこにも挙げずに毎年評価していくのは少し外れていくと思うので、もし基準が違っていたり、できていない状況であっても、これが現状で、こういうことを目指しているんだとどこかに書いておくべきではないでしょうか。

○事務局 0・1歳の小規模保育施設についても園庭を確保していく方向で考えるべきだというご指摘ですが、認可保育所の0歳・1歳についてもそのような基準として1人当たりの園庭を確保するべきというご意見ですか。

○委員 そうです。西宮市で保育を受ける子供たちにとって、どういう保育環境が適切なのかを西宮市として考えていかないといけないと思うし、この場でもそういう意見が出ていたと思うので、そのことも評価していくべきではないかと思います。

○事務局 0歳・1歳の園庭の確保をどうするかというご意見だと思います。認可保育所などは園庭がぎりぎりの状況のところもありますので、すぐに実現するのは難しいかも分かりませんが、いただいたご意見として考えさせていただきます。

○委員 入所保留児童数は希望されたところに入れなかった方ですが、「質」の問題でご本人の希望に合わなかったので、保留された方もあるのではないかと思います。ですから、今の「質」、園庭の部分も解消していただけたらこのあたりの人数も減るのではないかと思います。いかがでしょうか。

○事務局 ここにある入所保留児童数は、ご本人が希望された園に入れなかった数ですので、決まっても実際にその園が思っていたのと違うから入らなかった人は含まれていません。その人は辞退という形になり、入所保留にはなっていません。

○委員 決まっても入らなかった、それは希望されたところに入れなかったからではないのですか。

○事務局 そうです。希望したところに入れなかった方です。

○委員 それは園庭とかいろいろな部分を含めた上で希望されたかもしれないですよ。そのあたりの「質」の部分をもう少し満たしていたら保留にならなかった可能性もあるのではないのでしょうか。数がどうこうははっきり言えませんが、例えば園庭があつてこういう保育をされているからここにぜひ入りたいと希望したが、だめだった、でも違うところには入りたくないため、希望の園が限られてしまい、保留となった方もいるかもしれません。「希望されたところに入れなかった方」の中には、そういう方もいるのではないかと思います。

○事務局 今は、入れるところが厳しくて、通える範囲で希望を挙げている方が多いので、自分の好みではないから外すという方は少ないと思います。ただ、ないとは言えませんし、影響はあると思いますが、実情としては少ないと思います。

○委員 人数が多い少ないではなく、「質」の部分を考えていけばそのあたりも解消されていくのではないかと思います。

○事務局 今は、入れるところはほぼ入っている状況で、通える範囲で第10希望まで書かれても入れない状況があります。先ほどの園庭も、もし1人当たりの園庭条

件を今より多くとると、恐らく1つの園に入れる子供の数は今よりも減ってしまうと思いますので、その結果、どこの保育所にも入れない子供の数が増えてしまうかもしれません。子供の数や希望の数が減ってきて、「質」の部分で選べるような状況になれば今の議論も出てくると思いますが、正直申しまして、今はそこまでの数が整っていないために、「質」の話まで行っていない状況です。

○委員 量が必要なのは十分分かりますが、量さえ満たせばそれでいいのか、「質」の部分を含めていろいろ考えていくべきではないかというのは大きな希望です。

○事務局 そのあたりはおっしゃるとおりです。本体会議でご議論いただいている新プランでも、「質」をどう考えていくのかについて皆様からたくさんご意見をいただきました。いかに保育士の「質」を上げていくのか、新しい観点を持つために保育所や幼稚園でジャンルを超えたつながりを持っていくべきではないかなど、いろいろなことを議論しているところです。それらも併せて常に考えていく必要があると考えています。

○座長 ほかにありませんか。

〔発言者なし〕

○座長 いろいろと貴重なご意見を出していただきました。

先を急いであれですが、「教育・保育の量の見込み及び確保方策」の評価についてご意見をいただきたいと思います。昨年度は4段階評価の「△」でしたが、いかがでしょうか。

○委員 平成28年度の評価として考えると昨年度と同じかなと思いますが、今出た貴重なご意見で、量よりもやはり質を考える必要性を十分載せていただくことと、幼児教育の無償化や幼稚園の2歳児教育など、国全体の動向が全く見えてこない状況の中で量だけを叫ぶのは危険性があると思いますので、そのあたりをしっかりと考えて今後評価することを意見として書いていただければと思います。

○座長 評価としては昨年度と同じ「△」で、しっかりと意見を付けていただくことで評価とするというご意見が出ましたが、よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○座長 では、評価は「△」で、本日の意見を必ず書いていただくということにさせていただきます。

次に、「②時間外保育事業(延長保育事業)」について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 資料集の11・12ページをお開きください。

時間外保育事業とは、保護者の就労形態の多様化や女性のさらなる社会進出に対応するため、保育時間の延長を必要とする児童に対し保育を行う事業です。西宮市では、全保育所のほか、認定こども園や地域型保育事業でも多くの施設にて実施しています。実施園の詳細は、参考資料集の4～6ページに全保育所の実施内容、延長保育時間などが掲載されていますので、参考にご覧ください。

まず、資料集11ページの「計画値及び実績」の表ですが、平成27年度の実績、28

年度の実績と当初計画を策定した際の値、平成31年度の計画値をお示ししています。

平成28年度の実績は、実施施設数が平成27年度より4施設増えたことにより、定員数も増え、利用人数は300人以上の増加となっています。

次に、12ページの(1)、昨年度のWGの評価は「◎」で、希望者は利用することができている状況のため、需要は満たしていると評価いただきました。

「(2)平成28年度実施内容」としては、前年度に引き続き、全保育所と認定こども園、地域型保育事業にて事業を実施し、新設園等の実施により定員が増えました。また、公立保育所では、これまで月単位のみでしか利用することができませんでした。平成28年度より1日単位で利用できるスポット延長保育を開始し、柔軟な対応ができるよう改善しました。

今後引き続き、新規開設する施設に対して延長保育の実施を促し、利用者のニーズを把握しながら事業を展開していくことから、「A：現状のまま推進」としています。

「時間外保育事業」についての説明は、以上です。

○座長 この事業について、ご意見、ご質問をお願いします。

○委員 一般的に延長保育はどこでも夜7時までされていると思いますが、それ以降の希望や地域ニーズがどれくらいあるかはどこかで調査されているのでしょうか。

○事務局 延長保育に対する今以上の希望ですが、現状把握はしていません。延長保育の内容については各園で利用料を設定していただいているところもありますので、早急を実施することは考えていませんが、今後こういった形で進めていくかは内部で検討したいと思います。

○座長 希望者は利用することができるということですが、希望のニーズを十分に把握できているかどうかですね。

○委員 そうですね。西宮はそこまでではないと思いますが、いわゆる多様な働き方の就労状況が増えている中で、一部都市部では夜間保育のニーズが広がっています。ほとんどのところで夜7時まで延長されているので、そのニーズは満たしているかもしれませんが、もっと夜遅くまでやってほしいという社会的ニーズが今後増えていくかもしれないので、そこに対する調査や検討はどこかで行っていかないといけないと感じました。

○事務局 先ほどのご質問と併せてですが、具体的な調査は行っていません。これは国の補助事業ですので、実績に応じてお支払いする性格のものです。遅くまで預かられている園もありますが、その要件を満たしていないと感覚的には感じていますが、実際にそこが満たされている状況であればもっと広めていく必要があり早急に取り組むべきことかと思いますが、現状はそこまでではないようです。今後この数字だけにとらわれることなく検討を進めていきたいと思っています。

○委員 朝延長の部分ですが、門戸付近で見ると7時あるいは7時半から開園の園があります。保育園の入所希望を出すときに、大阪方面に仕事に出ている人の場合、7時からの園を選びたいところですが、そういう園は少ないと思います。夜の延長だけではなく、朝の部分をもどのように考えているか教えてください。

○事務局 お手元の参考資料にあるように、確かに7時台を実施されているところは限られています。これについて市として早急に今していることはないのですが、いただいたご意見を踏まえて、そういうニーズに対して対応する必要があるのかどうかも含めて検討したいと思います。

○委員 開所時間は11時間なので、18時から延長保育をしているところは朝は7時開所になっていると思いますが、違いますか。

○事務局 延長保育という形で午前7時から実施しているところはこの表に掲載しているとおりでありますが、特に認可保育所では7時から通常開所されているところも多いです。

○座長 ほかによろしいでしょうか。

〔発言者なし〕

○座長 それでは、「時間外保育事業」についての評価ですが、いかがでしょうか。

○委員 この事業に取り組んでいくときに委員の中でもいろいろな意見があって、ニーズがあるからといって夜間延長保育を実施するのは子供にとってどうなのか、でも、子育て支援として行っていくのはどうなのかという両方の面からの意見があったので、ニーズ調査も必要だと思います。しかし、ニーズがあるからといってすぐにするわけではないことを意見として言っておいたほうがいいと思います。私は、現状のままでいいと思います。

○座長 数字としては現状では十分にできていますが、貴重な意見をたくさんいただきましたので、今後ニーズ調査をすることに加えて、ただニーズに応じていくだけではなく、子供にとってどうなのかを市として考えていくという意見を付けていただくことで評価としてよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○座長 では、評価としては「◎」だけれども、ただし書きがつくということになります。

次に、「③実費徴収に係る補足給付を行う事業」について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 資料集の13・14ページをご覧ください。

この事業は、市が定める保育料とは別に、教育・保育施設等に対して保護者が支払う必要がある給食費及び教材費、行事費などについて、主に生活保護世帯を対象にその一部を補助する事業です。なお、給食費は1号認定、いわゆる幼稚園的な利用をする子供のご飯、パンなどの主食を除く副食材料費のみが対象となります。補助額等については、参考資料6ページの下段をご参照ください。

資料集13ページの「(2)計画値及び実績」の平成28年度欄をご覧ください。

この事業については、計画値はありませんので実績のみを示しています。

私立幼稚園については、給食費、教材費ともに対象児童がいなかったため、0人としています。教材費については、地域型保育事業で対象者がいましたが、申請はありませんでした。市としては、対象となる子供がいた場合に給付するための財源は確保しています。

14ページの(1)、昨年度のWGの評価では「◎」、対象の方には市から直接通知が行く上、園からの呼びかけも行われており、周知に関してはきちんとできている印象だという評価をいただきました。また、対象者の中で申請をせずに補助を受けていない人を減らすことが大事とのご意見をいただきました。

「(2)平成28年度実施内容」として、国の制度内容そのものは平成27年度より変更はありません。周知の方法についても、前年度と同様、対象者に直接通知を送付するとともに、園に案内を掲示することを行いました。また、期限内に申請がなかった対象者については再度通知を送付し、申請漏れがないよう周知に努めました。

「(3)今後の対応」として、「A：現状のまま推進」しますが、国の制度改正により対象者や補助金額の拡大があった場合は、必要な予算措置を行い対応します。

「実費徴収に係る補足給付を行う事業」については、以上です。

○座長 この事業について質問、ご意見をお願いします。

昨年は「対象者のうち、申請をせず補助を受けていない人を極力減らすことが大事である」という意見をいただいて、それに対して期限内に申請がなかった対象者には再度通知を送付する対応をしていただいていますので、これに対しては改善されていると言えると思います。

○委員 改善されたということですが、申請をせず補助を受けていない方は実際に数として変化はあるのでしょうか。

○事務局 対象が生活保護を受けられている方になるので、毎年度、対象人数は変わりますが、実費徴収されていない方がおられることが1つあります。また、申請は強制ではなくご本人の意思によるところがあり、対象者が全員申請してくる性質のものではないので、申請があったからいいのかということと難しいところですが、実費徴収がない方も多いと思うので、そこまではつかめていません。申請されていない方は結構おられます。

○委員 申請のややこしさ、面倒くささ、分かりにくさはクリアされているのでしょうか。

○事務局 どこまでが難しいかは測りにくいところですが、実費徴収があったかどうかの証明は園から出していただくので、そのあたりのご負担はありません。ご本人に申請書を書いていただく必要はありますが、住所、お名前、お子様のお名前と生年月日、利用施設名、アンケートとして申請理由などに丸をするのと指定口座を書いていただくもので、書く量としては少ないという印象です。

○委員 国の制度改正により拡大があるときは増えていくということですが、逆に減ったときは、西宮市として財源を確保しているとか、きちんと対応していただけるのでしょうか。

○事務局 新制度が始まって減っていくことはなかなかないと思いますが、減ったときのことも考えないといけないということで、ご意見として伺わせていただきます。ありがとうございます。

○座長 貴重なご意見をありがとうございました。

ほかによろしいでしょうか。

〔発言者なし〕

○座長 それでは、評価としていかがでしょうか。

昨年と同様、十分できているということで、今出していただいた意見を付けて、「◎」でよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○座長 それでは、「◎」と評価したいと思います。

次に、「④多様な主体の参入促進事業」について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 資料集の15・16ページをお開きください。

ここでは2つの事業が位置付けられています。

まず、「新規参入施設への巡回支援事業」です。

新規参入事業者等に対し、市の支援チームにより運営に関する相談・助言等を行う事業で、本市では60近くある地域型保育事業を対象に巡回支援を行っています。

「(2)計画値及び実績」の表をご覧ください。

こちらについても、計画値はありませんので実績のみをお示ししています。巡回支援については、保育士・保健師・栄養士21人体制で、地域型保育施設へ延べ2,425件の巡回支援を行いました。

2つ目の事業は、「認定こども園への特別支援教育・保育経費補助事業」です。

認定こども園において特別な支援が必要な子供を受け入れ、職員の加配を行った場合、従来からある県や市の補助の対象とならない場合に必要な費用の一部を補助する事業です。

平成28年度も、前年度と同様、対象となる子供がいなかったため、0人となっています。

次に、16ページの(1)、昨年度のWGでの評価です。

まず、「新規参入施設への巡回支援事業」については、「◎」、保育士、保健師、栄養士の専門職員が月に1回以上の巡回支援を行っており、非常に手厚く実施していると評価をいただきました。

「認定こども園への特別支援教育・保育経費補助事業」についても、「◎」、補助額が上がれば特別な支援が必要な子供を受け入れる園が増えるのではないかと、特別な支援が必要な子供が増えている中でこうした補助制度が充実し、安定して認定こども園、幼稚園、保育所に行けるようになればよいといったご意見をいただきました。

「(2)平成28年度実施内容」についてです。

「新規参入施設への巡回支援事業」は、平成27年度に引き続き、保育士、保健師、栄養士による巡回支援を毎月1回以上行い、保健や健康、給食対応などの各種相談・助言に関する支援を行いました。

「認定こども園への特別支援教育・保育経費補助事業」では、事業の対象となる子供がおらず、事業を実施する施設はありませんでしたが、事業に対応できるよう予算を確保しています。



昨年度は、補助額が上がることで受入れの園が増えるのではないかというご意見もありましたが、補助単価は国で定めていますので増額は難しいと考えます。また、対象児童なしとなっている実績については、この事業が幼稚園や保育所に対して行っている補助制度に該当しないケースのみを対象とする補填的な事業のため、そもそも対象となるケースが限られていることが要因と考えられます。

「(3)今後の対応」としては、両事業ともに現状の対応を維持し推進してまいります。

説明は以上です。

○座長 この事業に対して、質問、ご意見をお願いします。

○委員 「認定こども園への特別支援教育・保育経費補助事業」で、私も認定こども園を運営していますが、これはどういった子供を想定されているのか正直私自身も分かっていないので、もう一度ご説明いただければ幸いです。

○事務局 参考資料集7ページの下段に「認定こども園特別支援教育・保育経費の対象となる子供」の表があります。これは国が使っている表で、表現が非常に分かりにくいのですが、縦に認定こども園の類型が幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型まで載っていき、その横に対象となる方が1号、2号、3号と載っています。

幼保連携型は、学校法人立以外で、かつ1号認定の子供が対象になります。幼保連携型認定こども園であれば、幼稚園的な利用をされる方で特別な支援が必要な子供が対象になります。

次に、幼稚園型では2号及び3号になっていますが、幼稚園から認定こども園に移ったタイプになりますと、もともと幼稚園として特別な支援が必要なお子さんの補助制度がありますので、その補助制度に該当しない保育所的な利用をされる2号、3号が対象になります。保育所から認定こども園になった場合は幼稚園的な利用をする人たち、幼稚園から認定こども園になった場合は保育所的な利用をする人たちですから、そもそも対象が非常に限られていると思います。

○委員 よく分かりました。対象児童が市内にほとんど在籍されていないことが一番大きな要因なのですね。

○事務局 そちらについては、正確な数字が把握できていないのが現状です。

○委員 地域型保育所の特別に支援が必要な子供さんへの加配は、認可園と同じようにされているのでしょうか。

○事務局 ご質問は、公定価格の加算ということでしょうか。

○委員 いえ、西宮市独自の加配職員の補助と仮面接を経て加配職員を付けるという手続の話です。

○事務局 障害加配に関する手続については、認可保育所とすべて同じ基準で西宮市の子供として検討する場を持っています。助成などについては、地域型は公定価格での対応になっています。

○委員 ということは、加配職員に対する人件費の額は違っているのでしょうか。大体お幾らぐらいでしょうか。

○事務局 公定価格の金額は、地域型保育事業所においても小規模のAや家庭的保育などの形により異なっていて、一口で幾らという言い方はできにくい表記になっていて、公定価格の中に含まれている状態です。

○委員 地域型保育事業への巡回支援ですが、当初希望されていた保育園に入れずに後から転園されるお子さんが非常に増えている中で、そのお子さんが前にいた小規模保育事業所ではどういう状況で保育されていたのか、課題が何かという引継ぎが保健師なりに十分伝わっていますので、これは非常に大事な事業ではないかと思っています。今、小学校への連携などいろいろ言われていますが、同様に小規模事業所から保育所なりへのつなぎも大事な事業だと思いますので、今後も引き続いて大事にさせていただけたらと感じています。

○座長 ほかにいかがでしょうか。

〔発言者なし〕

○座長 貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございます。

制度の確認などをさせていただきましたが、事業としてはいかがでしょうか。

昨年度に引き続き現状のまま推進していただきますが、今いただいた意見を付けて、「◎」でよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○座長 2つの事業とも現状のまま推進ということで、十分できているので「◎」と評価して、意見を付けていただくことにいたします。

次に、「⑤放課後児童健全育成事業（留守家庭児童育成センター）」について、ご説明をお願いします。

○事務局 放課後児童健全育成事業は、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、放課後や長期休業中に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。児童福祉法では、平成27年度に対象が小学校6年生まで引き上げられていますが、本市では小学校3年生までの児童と障害のある児童は6年生までを対象に事業を実施し、一部の育成センターで小学校4年生の受入れをモデル実施しています。

17ページ、「計画値及び実績」の「全市」の平成28年度の実績は、低学年3,065人、高学年77人、計3,142人でした。低学年では、需要も高いため計画値以上の受入れを行っていますが、高学年においては、受入れに余裕のある施設でのモデル実施にとどまっており、まだ計画値を達成できていない状況です。

ここで参考資料集の8・9ページをご覧ください。

留守家庭児童育成センターの施設ごとに、平成29年5月現在の定員、最大受入数、利用児童数を示しています。

「4春風」、「12安井」では定員を大きく超えた状態で受入れを行っている一方、「9小松」、「15鳴尾」、「33高須」の利用児童は定員を下回っており、現状、小学校区により利用人数のばらつきがある状態です。

資料集に戻って、18ページの(1)、昨年度のWGの評価は「△」で、高学年の受入れを今後行っていくにあたり、男女別のトイレの設置や着替えのスペース等の整

備が必要であり、慎重に進めていく必要があるとのご意見をいただきました。

「(2)平成28年度実施内容」としては、新たに待機児童対策として、学校の余裕教室を借用し、暫定的に2校・2センターで運営を開始するなど利用児童の受入拡大を図りました。また、通年での4年生の受入れを4校・7センターでモデル実施しました。

8月の子ども・子育て会議でも、育成センターの需要について、保育需要を勘案するようご意見を頂戴しましたが、実際に今後の育成センターの利用児童数推計を保育所利用児童数を基本に算出した上で、今後の「施設整備のあり方について」を整理しました。

「(3)今後の対応」として、校区ごとに利用ニーズを把握し、優先度の高いところから計画的に施設整備を推進していき、待機児童を生じさせないように、対象学年を順次拡大しながら増大するニーズに対応してまいります。昨年度のWGでトイレについてのご意見もありましたが、さらに保育環境の改善にも努め、研修により指導員のスキルアップも図りながら質の向上を目指すことから、「D：量の確保、事業内容の改善・拡充共に必要」と考えています。

「放課後児童健全育成事業」については、以上です。

○座長 この事業について、ご意見、ご質問をお願いします。

○委員 小学3・4年生以上になると、育成センターを利用しなくても、通常の学校の授業は15時40分か16時に終わって、家に帰って1時間待つぐらいだと思うのですが、夏休みなどの長期休暇だけ利用する方が希望どおり入れているのかまず1点質問です。

それから、先ほど高学年は計画値に達していないとおっしゃいましたが、私は別に達する必要はないと思っています。必要な方もいますが、大阪などでは学校は常に開放されていて、夏などは保護者の方がお仕事をしようがしてしまいが学校に行くと宿題ができてお昼ぐらまで遊べて帰れるという公立の学校が多いと聞きます。居場所があれば4年生以上は改善できるのではないかと思います。私自身4年生の娘がいますが、常に大人が見守っている場所で遊ぶことだけが子供の成長ではないと思っているので、安心して遊べる公園などがあれば4年生以上に関しては計画値の人数をそこまで上げなくていいのではないかと、そのあたりを含めて考えていけたらと思います。

○事務局 まず、ニーズについて長期休暇中などのほうがいいのではないかとご意見ですが、確かに夏休みだけの利用申込みも実際行っていますので、夏休みだけ預けたいという方については、冬休み、春休みも同様ですが、対応はさせていただいています。

あと、高学年を全部受け入れなければならないのかは、児童福祉法がそう言っていますし、県下でも本市は後れているところがありますので、やはりそこは目指すべきだと思っています。ただ、保育事業の拡大から利用ニーズが年々増加傾向ですので、5年生、6年生の受入れは相当先になるのではないかと見ています。4年生については、平成30年代の半ばまでには全市で受け入れたいという方針で進めてい

ます。

育成センター以外で、利用要件が全くない全児童を対象とした受入先としては、本市では子供の居場所づくり事業を展開していますが、市内41校の全部には至っていませんので、所管課とも相談しながら進めていきたいと考えています。

高学年の受入れについては、アンケート調査をとって保護者に聞くと、やはり6年生まで預かってほしいという意見が一番多いのですが、児童の育ちという点においてそこはどうかと正直疑問なところもあります。ただ、就労支援の側面もありますので、保護者の方が安心して働ける環境は一定提供しなければならないと考えています。

○委員 就労支援の観点ですが、要件の週4日以上に関しては3日ぐらいにしてもいいのではないかと思います。そこがボーダーで預けられないという声は結構聞きます。名古屋や東京は、週3日だったり、就労に関係なく預けられるようで、これが基本のところだと思うのです。働ける人はがっつり働いてたくさんお金があるなら民間にでも預けられるはずですから、3日でも働きたい人が預けられないのは本当に矛盾していると思います。「質」の面でそこが一向に直らないのはどうかと思います。

あと、育成センターに行かせている方によく聞くのは、指導員のスキルアップと書かれていますが、スキルアップだけではなくて、面接の段階からこの人で本当にいいのだろうかという方がいるようです。2年生、3年生になって、指導員に怒鳴られるのが怖くて育成をやめる子供も出てくるようです。また、子供たちをしっかりと仕切れていない指導員さんもおられるようで、このあたりは「量」と「質」の難しいところですが、西宮市なら何かできるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○事務局 本市は確かに週4日以上勤務が利用要件になっています。近隣市では、芦屋、宝塚、伊丹が週3日で、西宮市に比べると少し緩和されていますが、利用児童数が多い現状では、利用要件を緩和するとさらに利用ニーズが上がって待機解消にはつながらないことから、現時点で利用要件を緩和する考えはありません。ただ、求めているすべての保護者にお応えするのが市の責務だとも考えていますので、時期が来れば考えていきたいと思っています。

それから、指導員については、本市は指定管理者制度ですので、指導員の採用についても各事業者が募集して採用していることから、市は関与できないところです。そういったお声が指定管理者や市にも届く場合もありますので、どのような指導をしているのかを事業者から聞き取った上で、それぞれ改善に努めていただいているところです。

○委員 西宮市がやっている事業ですので、事業者に委託してあとはお願いしませんが、そこを指導することが西宮市のやることだと思います。そこはしっかりお願いいたします。

○委員 小学4～6年生を入れていくのは国の施策で決まっていることですので、絶対の部分があると思います。実際の部屋でも最大受入人数がありますが、国が定

める留守家庭事業の基準値もかなり厳しいのではないかと実際に運営している指定管理者である私も感じています。事務局の言われたとおり、まずは量というか、箱の整備を急がないと、量の部分もついていけないです。また、狭い場所で子供たちの間でいろいろなトラブルがあって、子供もそれ相応のスペースがあるからこそ健全に過ごせますので、「質」の部分を含めて箱の問題の解消が最優先の課題だと思います。●●委員の言葉は私もいたく受けとめまして、指導者の育成に努めたいと思います。

○委員 育成センターで単発的な預かりを行われることは全くないのでしょうか。例えば支援が必要な子の療育のために遠方まで行きたいけれども、下の子が低学年なので一人にできず、療育を諦めるという話を聞いたことがあります。そういう子の受け皿として育成センターを使うことはできないのでしょうか。

○事務局 基本的には就労支援の側面がありますので、週4日以上、1日4時間以上勤務という利用要件はありますが、特に支援を要するご家庭も対象にはなりません。ただ、スポット的ではなく、継続した保育によって健全育成につなげているところではあります。

○座長 先ほどから「今後」という言葉がたくさん出ていますから、現状はそういう受け皿がないので、すぐに解決できなくても、年度ごとに評価はしますが、難しくても長期的に見て実現できるように意見として残していただきたいと思います。

ほかにはいかがでしょうか。

〔発言者なし〕

○座長 それでは、評価に移ります。

昨年度は「△」でしたが、今年度はいかがでしょうか。

「今後の対応」では、市としても「D：量の確保、事業内容の改善・拡充共に必要」になっていますので、「△」で、先ほどの貴重な意見も書き加えていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○座長 それでは、「△」と評価したいと思います。

最後に、29ページの「㊦病児保育事業」について、説明をお願いします。

○事務局 病児・病後児保育事業は、病気やけが等で集団での保育が困難な小学6年生までの児童を、家庭で保育できない保護者に代わって一時的に保育するものです。

現在、病院、保育所等に付設された専用スペースにおいて保育する「施設型病児保育」と、ベビーシッター等の派遣による病児・病後児保育サービスを利用した際に、入会金、年会費を除く利用料の一部を補助する「訪問型病児保育利用料助成制度」を実施しています。

29ページの「計画値及び実績」の平成28年度の実績は、訪問型29人、施設型773人、計802人であり、計画値を達成していません。施設型を利用する際には基本的に事前の登録が必要となり、平成28年度は557人と、前年度の482人から60人以上登録が増えていますが、稼働率は24%と低くなっています。

次に、30ページの(1)、昨年度のWGの評価は「△」で、1つ目、北部には施設がなく、必要なときに利用できない状況があるため検討してほしい、2つ目、新規の開発を検討する上で、施設が様々なところがあれば利用が増えるのか、それとも現状で賄えているのか検証していく必要があるのではないかと、3つ目、施設型と訪問型では利用料負担に差があるため、訪問型の補助の増額を検討する必要があるのではないかといったご意見をいただきました。

「(2)平成28年度実施内容」としては、平成28年4月より訪問型病児・病後児保育利用料助成制度を開始し、10月には新たに病児保育施設を大浜町の西宮回生病院に開設したことで、利用者の利便性を図りました。

ここで、参考資料集17ページをお開きください。

地図上に「つぼみの子保育園病児保育ルーム」と「西宮回生病院病児保育室」の施設型2施設の利用人数を13ブロックごとにお示ししています。

つぼみの子保育園の周辺の甲東地域や西宮回生病院周辺の浜脇地域ではやはり利用者が多くなっています。回生病院がまだ開設されていない平成27年度では、浜脇1の利用者は15人とどまっていたため、やはり利便性の向上により利用者の増加につながったと考えられます。また、今年度には北部の名塩地域で新たに開設され、実際に北部地域の利用者が増加しています。

「(3)今後の対応」として、「B：事業内容の改善・拡充が必要」とし、施設型、訪問型ともに利用率が向上するための周知を進めてまいります。

「病児保育事業」については、以上です。

○座長 この事業について、ご意見、ご質問をお願いします。

○委員 今回、計画値924人に対して実績は802人と出ていて、そもそもニーズがなければ数字も計画値を達する必要はないところですが、ニーズがないのか、利便性の問題なのか、何の要因で実績値が少ないのか把握していますか。これはアンケートや周囲の状況などのエビデンスがどうなのか分からないところで利用率を向上しようとしても難しいというのが率直な感想です。

○事務局 29ページの(2)の表からのご質問だと思いますが、平成27年度の実績の814人については、施設型として中央病院の近くの「つぼみの子」と、現在はやっていませんが明和病院、この2か所で当時は病児・病後児保育を実施していました。明和病院は平成27年度中をもって撤退されましたが、平成28年10月から回生病院で病児保育を開始していただいています。ただ、当初は恐らくアナウンス不足だと思うのですが、回生病院の稼働率が半年という点を加味しても低かったので、前年実績を下回っているのだと分析しています。

今回は平成28年度の評価ですのでこれはあくまで参考ですが、平成29年度に入ってから回生病院の稼働率も非常に上がっていますので、ニーズがあるのがあるのかどうかは別ですが、来年ぐらいには必要とされるものに対応できる実績は計上できるのではないかと考えています。

○委員 全国規模でも病児保育の要望はとて高いというデータがありますが、感染症がはやるときはみんな同じように感染しますので、結局その時期に預けられな

いという事象がたくさん発生しているようです。でも、はやっていないときは預かる子供さんは定員よりずっと少ないので、ニーズの波と定員のマッチングがうまくできていないと思います。ただ、病児保育が充実していればという声は相変わらず私どもも聞きますので、今の訪問型はそれを救済する上ではいい制度だと思います。そこを利用する上で負担の大きいところがネックになっていると思いますので、今のような利用のニーズと態勢のアンマッチをどうしたらいいかは、これから一緒に考えなければいけないことかと思っておりますので、今後ともご検討いただければと思います。

○事務局 おっしゃるとおり、これは季節物という要因もあります。統計的には冬、あるいは夏も多いところがあります。各施設で定員はありますが、感染症の型でも同じ型、違う型があり、定員いっぱい預かることができないのが現状かと思っております。それを補完する意味で訪問型を開始しています。これも周知が進まないという制度があることをご存じないということもありますので、定期的に発送する入所の案内などに入れるなどして利用者への周知を図っているところです。

それから、地域偏在もあろうかと思っておりますが、WGの昨年度評価でもいただいているとおおり、重複すると運営されているところの経営の問題もありますので、参考資料に出ているような手薄な地域には、例えば新設される場所にこういったものができませんかというアナウンスをすることも一つかと思っておりますので、何かいい案をいただければこちらも助かります。

○委員 これも国の事業ですし、進めていくのは分かりますが、「今後の対応」に「利用率を向上させるため、周知を進めて利用を促進していく」と書いてありますが、これがあるから預けて仕事に行かなければいけないという逆の現象もあるので、これは本当に進めていくべきことなのかどうか。なかったら困りますが、これがあるから預けて仕事に来なさいと言っているところもあるので、そのあたりは気をつけて進めていかないといけない事業なのではないかと思っております。

○事務局 おっしゃるとおり、いろいろなご意見があって、病気のときはご家庭でというご意見もあれば、それがなかなかかなわないご家庭もあるかと思っております。一定のニーズもあろうかと思っておりますので、押し付けではなく、こういうサービスもありますという形で周知を行っていくため、このような表現にしています。

○委員 母子家庭、父子家庭にとってはとてもありがたいと思っておりますので、そのあたりへの周知は別個にされているのでしょうか。

○事務局 実際には開設のときに市政ニュースでお知らせしているのに加えて、留守家庭児童育成センターの年1回の通知のとき、もしくは保育所の入所決定の年1回の通知、あと、毎月行っているのは保育所の入所決定通知等で周知はしていますが、それで万全かと言われるとなかなかというところがあるので、今後も様々な方法を検討したいと思っております。

○委員 私自身が母子家庭で子供を育てているのですが、母親1人で訪問1日4,000円というのは恐らく厳しい現状を突きつけられていると思っております。病児保育事業は非常にありがたいし、明和病院がなくなるときにショックを受けられたお母

さんたちのお話をたくさん伺っていたので、この事業は本当に大切にさせていただきたいと思っています。ひとり親家庭は1人の手が家庭のすべてを支えているところを考えると、そういう人たちが働きに行くために、病気になった子供の対応をどうしていくかも少しずつ加味しながら入れていただけたらありがたいと思いました。

○事務局 施設型の利用料金は1日2,000円という原則はありますが、いわゆる生活保護世帯の方などについては減免制度もありますので、そういったご意見を参考にさせていただきたいと思います。

○座長 ほかによろしいでしょうか。

〔発言者なし〕

○座長 それでは、評価に入ります。いかがでしょうか。

昨年は「△」でしたが、ご意見を伺っていますと今年も「△」でしょうか。私が決めてもあれですが、ご意見いただけたらありがたいのですけれども。

〔「異議なし」の声あり〕

○座長 それでは、今年度も評価は「△」とさせていただきます。

とても貴重な意見をたくさん出していただきましたので、その意見を加えて評価としていただけたらと思います。

本日予定していた事業についてすべて評価が終了しましたので、本日の審議はここまでとしたいと思います。

最後に、事務局から連絡事項をお願いします。

○事務局 次回のWGは、11月22日18時より、本日と同じくここ職員会館大ホールにて開催いたします。引き続き残りの8つの事業についてご評価いただく予定にしています。

事務局からは以上です。

○座長 本日は皆様のご協力のおかげで時間内に評価ができました。本当にそれぞれ貴重な意見をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、また次回もどうぞよろしく願いいたします。

本日は閉会いたします。ありがとうございます。

〔午後7時58分 閉会〕



## 【委員出席者名簿 12名】

## 【事務局出席者名簿 16名】

所属団体・役職名等	氏名	所属・役職	氏名
関西学院大学教育学部 教授	橋本 祐子	子供支援総括室長	川俣 均
西宮市民生委員・児童委員会 理事	北岡 良恵	子供支援総括室参事(計画推進担当)	安福 聡子
西宮労働者福祉協議会 特別理事	久城 直美	保育施設整備課長	山本 大介
公募委員	久保 香	子育て支援部長	名田 智子
神戸YMCA 主任主事	谷川 尚	育成センター課長	小島 徹
西宮市私立幼稚園連合会 理事長	田村三佳子	子供家庭支援課長	田野 宏
地域子育て支援センターつぼみのひろば センター長	林 真咲	子育て事業部長	伊藤 隆
西宮市地域自立支援協議会こども部会 部会長	東野 弘美	子育て事業部参事(保育指導担当)	田中 玲子
西宮市保育協議会 会長	藤原 和子	保育幼稚園事業課長	西村 聡史
転勤族ママ&キッズ探検隊 in 西宮 代表	松村 真弓	保育幼稚園支援課長	久保田和樹
西宮市PTA協議会 副会長	山添 清美	保育入所課長	玉田 淳
西宮市青少年愛護協議会高須地区青少年 愛護協議会会長	吉井 寛	こども未来部長	岩田 重雄
		子育て総合センター所長	竹内 省吾
		地域保健課長	塚本 聡子
		【教育委員会】	
		学校改革部長	津田 哲司
		学校改革推進課長	岩本 康裕